

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、岡山理科大学（以下、「本大学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下、「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下、「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術 貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。この情報は、技術データ又は技術支援の形態により提供される。（外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第492号）において定義）
- (3) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者（外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者（外為法第6条第1項第5号に規定する居住者をいう。）への技術の提供をいう。
- (4) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら携行品として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (5) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (6) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下、「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (7) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下、「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (8) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。

- (9) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (10) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう。）を確認し、本大学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (11) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (12) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (13) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (14) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (15) 教職員等 本大学において教育、研究を行う専任教員、客員教授、非常勤講師、研究員および事務職員をいう。
- (16) 学生等 本大学の正規学生、非正規学生（科目等履修生、単位互換生、特別研究生、研究生）及び留学生別科学生のことをいう。

（適用範囲）

第3条 本規程は、本大学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 本大学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（教職員等の義務）

第5条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、外為法等および本規程の定めを遵守し、所定の手続きを行わなければならない。

2 教職員等は、当該教職員等が主として教育・研究指導を行う学生等に技術の提供又は貨

物の輸出を行わせる場合も、前項と同様とする。

第3章 組織

(最高責任者)

第6条 本大学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

2 最高責任者は、次の業務を行う。

- (1) 外為法等又は本規程に違反する事実が発生しないよう防止策を構築すること。
- (2) 外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築すること。
- (3) 輸出管理における重要事項に関する最終的な決定に関すること。

(輸出管理統括責任者)

第7条 最高責任者は、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下、「統括責任者」という。)を置き、最高責任者が指名する副学長1名をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、次の業務を行う。

- (1) 本大学における輸出管理に関する業務の統括及び全学への指示、連絡、要請等に関すること。
- (2) 該非判定及び取引審査の最終的な承認に関すること。
- (3) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、指導、教育に関すること。
- (4) その他、本規程に定められた輸出管理に関すること。

(輸出管理責任者)

第8条 統括責任者の下に、輸出管理責任者(以下、「管理責任者」という。)を置き、研究・社会連携部長をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、「技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート(様式1)」及び「外国人(研究者・留学生・見学者等)受入れの事前確認シート(様式2)」(以下、「事前確認シート」という。)の確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理統括部署)

第9条 本大学に輸出管理統括部署(以下、「統括部署」という。)を置き、研究・社会連携部とする。

2 統括部署は、次の業務を行う。

- (1) 輸出管理に関する方針及び手続の事務に関すること。
- (2) 教職員等に対する研修・啓発活動に関すること。
- (3) 監査に関すること。

(4) その他輸出管理の事務に関すること。

(輸出管理委員会)

第10条 本大学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、輸出管理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。委員会の運営については、別に定める。

第4章 技術の提供又は貨物の輸出に係る手続

(事前確認)

第11条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、事前確認シート（様式1）に基づき、相手先に関する懸念情報及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を受けなければならない。その際、別表「岡山理科大学 慎重な審査が必要となる研究分野一覧」を参照する。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シート（様式1）の作成提出を省略することができる。

2 前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、第12条、第13条、第14条及び第15条に定めた手続を行わなければならない。

3 第1項により取引審査の手続が不要と承認された場合には、当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第12条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票（様式3）」を作成しなくてはならない。

2 該非判定は、以下の各号のいずれかを行う。

(1) 本大学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

(2) 本大学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本大学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

(用途確認)

第13条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、取引審査の手続が必要と

された場合、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれにつき、「キャッチオール規制チェックシート（様式4）」を作成して確認しなくてはならない。

（需要者確認）

第14条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合、当該技術又は貨物の需要者について、以下の各号に該当するか否かを、「キャッチオール規制チェックシート（様式4）」を作成して確認しなくてはならない。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う、又は行ったことが入手した資料等に記載されている、又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関、又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

（取引審査）

第15条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から、「審査票（技術の提供・貨物の輸出用）（様式5）」を作成し、第12条、第13条及び第14条に基づき作成した書類を添付し、統括責任者に提出しなければならない。

- 2 統括責任者は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等から提出された書類により、規制取引の該否を含め、安全保障輸出管理上の懸念の有無（以下、「懸念取引」という。）についての確認を行い、取引の可否について、明らかに懸念取引にあたらぬと判断した場合以外には、委員会に諮らなければならない。
- 3 第2項により、委員会において規制取引に明らかに規制取引にあたらぬと承認された場合には、当該取引を行うことができる。

（許可申請）

第16条 委員会の審議により、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、統括部署と連携して許可申請に必要な書類を作成し、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、統括責任者が、経済産業大臣の許可を得ていることの確認を行わない限り、当該技術の提供又は貨物の輸

出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第17条 技術の提供を行おうとする教職員等は、技術を提供する前に、第11条及び第15条の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第18条 貨物の輸出を行おうとする教職員等は、貨物を輸出する前に、第11条及び第15条の手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 通関時に事故が発生した場合は、申請者は直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者に報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

第5章 外国人(研究者・留学生・見学者等)受入れ

第19条 外国人(研究者・留学生・見学者等)を受入れる教職員等は、事前確認シート(様式2)に基づき、受入れ予定の外国人(研究者・留学生・見学者等)に関する情報について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を受けなければならない。また、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シート(様式2)の作成提出を省略することができる。

2 第1項により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、外国人(研究者・留学生・見学者等)を受入れようとする教職員等は、第20条、第21条、第22条及び第23条に定めた手続を行わなければならない。

3 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、外国人(研究者・留学生・見学者等)の受入れを行うことができる。

(該非判定)

第20条 外国人(研究者・留学生・見学者等)を受入れる教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合、外国人(研究者・留学生・見学者等)に提供する可能性のある技術がリスト規制技術に該当するかについて、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいて該非判定を行い、「該非判定票(様式3)」を作成しなくてはならない。

(用途確認)

第21条 外国人（研究者・留学生・見学者等）を受入れる教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合、外国人（研究者・留学生・見学者等）に提供する可能性のある技術の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれにつき、「キャッチオール規制チェックシート（様式4）」を作成して確認しなくてはならない。

（需要者確認）

第22条 外国人（研究者・留学生・見学者等）を受入れる教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合、技術を提供する外国人（研究者・留学生・見学者等）について、以下の項目に該当するか否かを、「キャッチオール規制チェックシート（様式4）」を作成して確認しなくてはならない。

- (1) 受入れ予定者及びその関係者の身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている機関に所属している。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う、又は行ったことが入手した資料等に記載されている、又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関、又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

（取引審査）

第23条 外国人（研究者・留学生・見学者等）を受入れる教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から、「審査票（外国人（研究者・留学生・見学者等）受入れ用）（様式6）」を作成し、第20条、第21条及び第22条に基づき作成した書類を添付し、統括責任者に提出しなければならない。

2 統括責任者は、外国人（研究者・留学生・見学者等）を受入れようとする教職員等から提出された書類により、規制取引の該否を含め、安全保障輸出管理上の懸念の有無（以下、「懸念取引」という）についての確認を行い、外国人（研究者・留学生・見学者等）受入れの可否について、明らかに規制取引にあたらぬと判断した場合以外には、委員会に諮らなければならない。

3 第2項により、委員会において規制取引に明らかに該当しないと承認された場合には、当該取引を行うことができる。

（許可申請）

第24条 委員会の審議により、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、外国人（研究者・留学生・見学者等）を受入れようとする教職員等は、統括部署と連携して許可申請に必要な書類を作成し、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない外国人（研究者・留学生・見学者等）受入れについては、統括責任者が、経済産業大臣の許可を得ていることの確認を行わない限り、外国人（研究者・留学生・見学者等）受入れを行ってはならない。
（受入れ承認後の手続き）

第25条 受入れが認められた外国人（研究者・留学生・見学者等）を受入れる教職員等は、当該外国人より速やかに誓約書（様式7）を入手し、統括責任者に提出しなければならない。

（受入れ後の管理）

第26条 外国人（研究者・留学生・見学者等）を受入れた教職員等は、受入れた外国人（研究者・留学生・見学者等）に提供する技術につき、取引審査に用いた書類に記載の内容に変更が生じた場合は、その都度、受入れ時に行った手続きを実施しなくてはならない。

第6章 文書管理

（文書管理又は記録媒体の保存）

第27条 技術の提供又は貨物の輸出をした教職員等、並びに外国人（研究者・留学生・見学者等）を受入れた教職員等は、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術を提供した日又は貨物を輸出した日、あるいは外国人（研究者・留学生・見学者等）を受入れた日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

第7章 監査、調査および指導

（監査）

第28条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本大学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

（調査）

第29条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、リスト規制技術の保有状況について調査を必要に応じて行うものとする。

（指導）

第30条 統括責任者は、最新の外為法等の周知、その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

第8章 教育

（教育）

第31条 統括責任者は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図

るため、教職員等に対し計画的に教育を行うものとする。

第9章 報告

(報告)

第32条 外為法等又は本規程に違反する、又は違反のおそれがある事実を知った者は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき、又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告する。また、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

第10章 懲戒

(懲戒)

第33条 故意又は重大な過失により、外為法等及び本規程に違反した場合には、就業規則に基づき、懲戒処分の対象とする。

第11章 雑則

(事務)

第34条 輸出管理に関する事務は、輸出管理統括部署において行う。

(雑則)

第35条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途細則等を定める。

(改廃)

第36条 本規程の改廃は、委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

本規程は、令和2年9月1日から施行する。

別表

岡山理科大学 慎重な審査が必要となる研究分野一覧

大区分	中区分	小区分	内容の例
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相 関係関連	磁性、強相関電子系、超伝導、量子流体 固体、分子性固体、など
	プラズマ学	核融合学関連	プラズマ閉じ込め、プラズマ制御、プラ ズマ加熱、プラズマ計測、周辺プラズマ、

			プラズマ壁相互作用、慣性核融合、核融合材料、核融合システム学、など
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関する理論	素粒子、原子核、宇宙線、宇宙物理、相対論、重力、など
		素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関する実験	素粒子、原子核、宇宙線、宇宙物理、相対論、重力、など
C	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連	構造力学、疲労、破壊、生体力学、材料設計、材料物性、材料評価、など
	流体工学、熱工学	流体工学関連	流体機械、流体計測、数値流体力学、乱流、混相流、圧縮性流体、非圧縮性流体、など
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連	運動学、動力学、振動学、音響学、自動制御、学習制御、メカトロニクス、マイクロナノメカトロニクス、バイオメカニクス、など
		ロボティクスおよび知能機械システム関連	ロボティクス、知能機械システム、人間機械システム、ヒューマンインタフェース、プランニング、空間知能化システム、仮想現実感、拡張現実感、など
	電気電子工学	電力工学関連	電気エネルギー関連、省エネルギー、電力系統工学、電気機器、パワーエレクトロニクス、電気有効利用、電磁環境、など
		通信工学関連	情報理論、非線形理論、信号処理、有線通信方式、無線通信方式、変復調、アンテナ、ネットワーク、マルチメディア通信、暗号、など
		計測工学関連	計測理論、計測機器、波動応用計測、システム化技術、信号情報処理、センシン

			グデバイス、など
		制御およびシステム工学 関連	制御理論、システム理論、制御システム、 知能システム、システム情報処理、シス テム制御応用、バイオシステム工学、な ど
		電気電子材料工学関連	半導体、誘電体、磁性体、有機物、超伝 導体、複合材料、薄膜、量子構造、厚膜、 作製評価技術、など
		電子デバイスおよび電子 機器関連	電子デバイス、回路設計、光デバイス、 スピンドバイス、ミリ波テラヘルツ波、 波動応用デバイス、ストレージ、ディス プレイ、微細プロセス技術、実装技術、 など
	航空宇宙工学、 船舶海洋工学	航空宇宙工学関連	熱流体力学、構造強度、推進、航空宇宙 機設計、生産技術、航空機システム、特 殊航空機、航行ダイナミクス、宇宙機シ ステム、宇宙利用、など
		船舶海洋工学関連	航行性能、構造体力学、設計、生産技術、 船用機関、海上輸送、海洋開発工学、海 中工学、極地工学、海洋環境技術、など
D	材料工学	金属材料物性関連	電気磁気物性、電子情報物性、準安定状 態、拡散、相変態、状態図、結晶格子欠 陥、力学物性、熱光物性、材料計算科学、 など
		無機材料および物性関連	機能性セラミックス、機能性ガラス、構 造用セラミックス、カーボン系材料、結 晶構造解析、組織制御、電気物性、力学 物性、物理的・化学的性質、粒界物性、 など
		構造材料および機能材料 関連	社会基盤構造材料、靱性、医療福祉材料、 機能性高分子材料、信頼性、光機能材料、

		センサー材料、エネルギー材料、電池機能材料、環境機能材料、など
	材料加工および組織制御 関連	加工成形、加工熱処理、結晶組織制御、レーザー加工、精密加工、研磨、粉末冶金、コーティング、めっき、腐食防食、など
ナノマイクロ科学	ナノ構造化学関連	ナノ構造作製、クラスター、ナノ粒子、メゾスコピック化学、超構造、ナノ表面、ナノ界面、自己組織化、ナノカーボン化学、分子デバイス、ナノ光デバイス、など
	ナノ構造物理関連	ナノ物性、ナノプローブ、量子効果、量子ドット、量子デバイス、電子デバイス、スピndeデバイス、ナノトライポロジー、ナノカーボン物理、など
	ナノ材料科学関連	ナノ材料創製、ナノ材料解析、ナノ表面、ナノ界面、ナノ機能材料、ナノ構造、ナノ粒子、ナノカーボン材料、ナノ結晶材料、ナノコンポジット、ナノ欠陥、ナノ加工プロセス、など
	ナノバイオサイエンス関連	バイオ分子デバイス、分子マニピュレーション、分子イメージング、ナノ計測、ナノ合成、1分子科学、ナノバイオインターフェース、バイオ分子アレイ、ゲノム工学、など
	ナノマイクロシステム関連	MEMS、NEMS、BioMEMS、ナノマイクロ加工、ナノマイクロ光デバイス、ナノマイクロ化学システム、ナノマイクロバイオシステム、ナノマイクロ生体システム、ナノマイクロメカニクス、ナノマイクロセンサー、など

	応用物理物性	応用物理一般関連	基本物理量、標準、単位、物理量計測、物理量検出、エネルギー変換、など
	原子力工学、地球資源工学、エネルギー学	原子力工学関連	炉物理安全設計、熱流動構造、燃料材料、原子力化学、原子力ライフサイクル、放射線安全、放射線ビーム工学、核融合炉プラズマ工学、核融合炉機器材料工学、原子力社会環境、など
E	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連	理論化学、分子分光學、構造化学、電子状態動力学、化学反応ダイナミクス、表面・界面、クラスターとナノ物質、生体関連物理化学、液体構造ダイナミクス、固体物性、分子物性、など
		機能物性化学関連	光物性、スピン、デバイスと分子素子、超分子、液晶、結晶、表面・界面、微粒子、コロイド、電気化学、電子物性、など
	有機化学	構造有機化学および物理有機化学関連	有機結晶、分子認識、超分子、有機機能物質、拡張 π 電子系化合物、複素環化学、有機元素化学、有機反応機構、有機光化学、理論有機化学、など
		有機合成化学関連	選択的合成、不斉合成、有機金属錯体、触媒設計、有機分子触媒、生体触媒、環境調和型合成、天然物合成、プロセス化学、有機電気化学、など
	無機・錯体化学、分析化学	無機・錯体化学関連	金属錯体化学、有機金属化学、無機固体化学、生物無機化学、溶液化学、クラスター、超分子、配位高分子、典型元素、機能物性、など
分析化学関連		スペクトル分析、先端計測、表面・界面分析、分離分析、分析試薬、放射化学、電気化学分析、バイオ分析、新分析法、	

			など
		グリーンサステイナブルケミストリーおよび環境化学関連	グリーンプロセス、グリーン触媒、リサイクル、環境計測、環境調和型物質、環境負荷低減、環境修復、省資源、地球化学、環境放射能、など
高分子、有機材料	高分子化学関連		高分子合成、高分子反応、精密重合、機能性高分子、自己組織化高分子、キラル高分子、生体関連高分子、高分子物性、高分子構造、高分子薄膜・表面、など
	高分子材料関連		高分子材料物性、高分子材料合成、高分子機能材料、高分子液晶材料、繊維材料、ゴム材料、ゲル、生体関連高分子材料、高分子複合材料、高分子加工、など
	有機機能材料関連		有機半導体材料、液晶、光学材料、デバイス関連材料、導電機能材料、ハイブリッド材料、分子機能材料、有機複合材料、エネルギー変換材料、など
無機材料化学、エネルギー関連化学	エネルギー関連化学		エネルギー資源、エネルギー変換材料、エネルギーキャリア関連、光エネルギー利用、物質分離、物質変換と触媒、電池と電気化学材料、省エネルギー材料、再生可能エネルギー、未利用エネルギー、など
生体分子化学	生体関連化学		生物有機化学、生物無機化学、生体反応化学、生体機能化学、生体機能材料、バイオテクノロジー、など
G	分子レベルから細胞レベルの生物学	分子生物学関連	染色体機能、クロマチン、エピジェネティクス、遺伝情報の維持、遺伝情報の継承、遺伝情報の再編、遺伝情報の発現、タンパク質の機能調節、分子遺伝、など
		構造生物化学関連	タンパク質、核酸、脂質、糖、生体膜、

			分子認識、変性、立体構造解析、立体構造予測、分子動力学、など
		機能生物化学関連	酵素、糖鎖、生体エネルギー変換、生体微量元素、生理活性物質、細胞情報伝達、膜輸送、タンパク質分解、分子認識、など
		生物物理学関連	構造生物学、生体分子の物性、生体膜、光生物、分子モーター、生体計測、バイオイメージング、システム生物学、合成生物学、理論生物学、など
	細胞レベルから 個体レベルの生物学	細胞生物学関連	細胞骨格、タンパク質分解、オルガネラの動態、核の構造機能、細胞外マトリックス、シグナル伝達、細胞周期、細胞運動、細胞間相互作用、細胞遺伝、など
		発生生物学関連	細胞分化、幹細胞、再生、胚葉形成、形態形成、器官形成、受精、生殖細胞、遺伝子発現調節、発生遺伝、進化発生、など
H	病理病態学、感染・免疫学	ウイルス学関連	ウイルス、プリオン、ウイルス病原性、ウイルス疫学、ウイルス感染制御、など
		免疫学関連	免疫システム、免疫応答、炎症、免疫疾患、免疫制御、など
J	情報科学、情報工学	計算機システム関連	計算機アーキテクチャ、回路とシステム、LSI設計、LSIテスト、リコンフィギャラブルシステム、ディペンダブルアーキテクチャ、低消費電力技術、ハードウェア・ソフトウェア協調設計、組込みシステム、など
		ソフトウェア関連	プログラミング言語、プログラミング方法論、オペレーティングシステム、並列分散処理、ソフトウェア工学、仮想化技

			術、クラウドコンピューティング、ソフトウェアディペンダビリティ、ソフトウェアセキュリティ、など
		情報ネットワーク関連	ネットワークアーキテクチャ、ネットワークプロトコル、インターネット、モバイルネットワーク、パーベイシブコンピューティング、センサーネットワーク、IoT、トラフィックエンジニアリング、ネットワーク管理、サービス構築基盤技術、など
		情報セキュリティ関連	暗号、耐タンパー技術、認証、バイオメトリクス、アクセス制御、マルウェア対策、サービス妨害攻撃対策、プライバシー保護、デジタルフォレンジクス、セキュリティ評価認証、など
		高性能計算関連	並列処理、分散処理、クラウドコンピューティング、数値解析、可視化、コンピュータグラフィクス、高性能計算アプリケーション、など
K	環境解析評価	放射線影響関連	放射線、測定、管理、修復、生物影響、リスク、など
		化学物質影響関連	トキシコロジー、人体有害物質、微量化学物質、内分泌かく乱物質、修復、など

※上記の表は、経済産業省発行「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）関連資料 大学・研究機関のためのモデル安全保障輸出管理規定マニュアル（令和元年5月）」を参照し、便宜的に作成したものです。

※上記の表は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野の一例を示したのですが、この表に記載されていない研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当する場合があります。また、記載されている研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当しない場合もあります。

番号	
----	--

様式1号(表面)

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

記入年月日： 年 月 日

申請者	(フリガナ)		印 (本人署名又は 記名押印) 内線	所属・職名	
	氏名			E-mail	

相手先氏名		国名	
提供予定の 技術の内容 (概要)		相手先の 所属	
輸出貨物の 名称(機器・ 試料等の名 称)		取引予定期間	～
		用途 (貨物の輸 出の場合)	

*貨物の輸出の場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者(利用者)についてご記入ください。

該当する事項にチェックを入れ(■・レ)、裏面(フローチャート)のチェックを行ってください。

<input type="checkbox"/> 技術の提供	<input type="checkbox"/> 貨物の輸出 (<input type="checkbox"/> 自作品(改造機器、試料を含む) <input type="checkbox"/> 購入品)
--------------------------------	--

以下は、裏面(フローチャート)のチェックにおいて、作成要となった場合のみ作成してください。

〔相手先に関する懸念情報〕 ※裏面フローチャートの『J』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等(開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。)に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

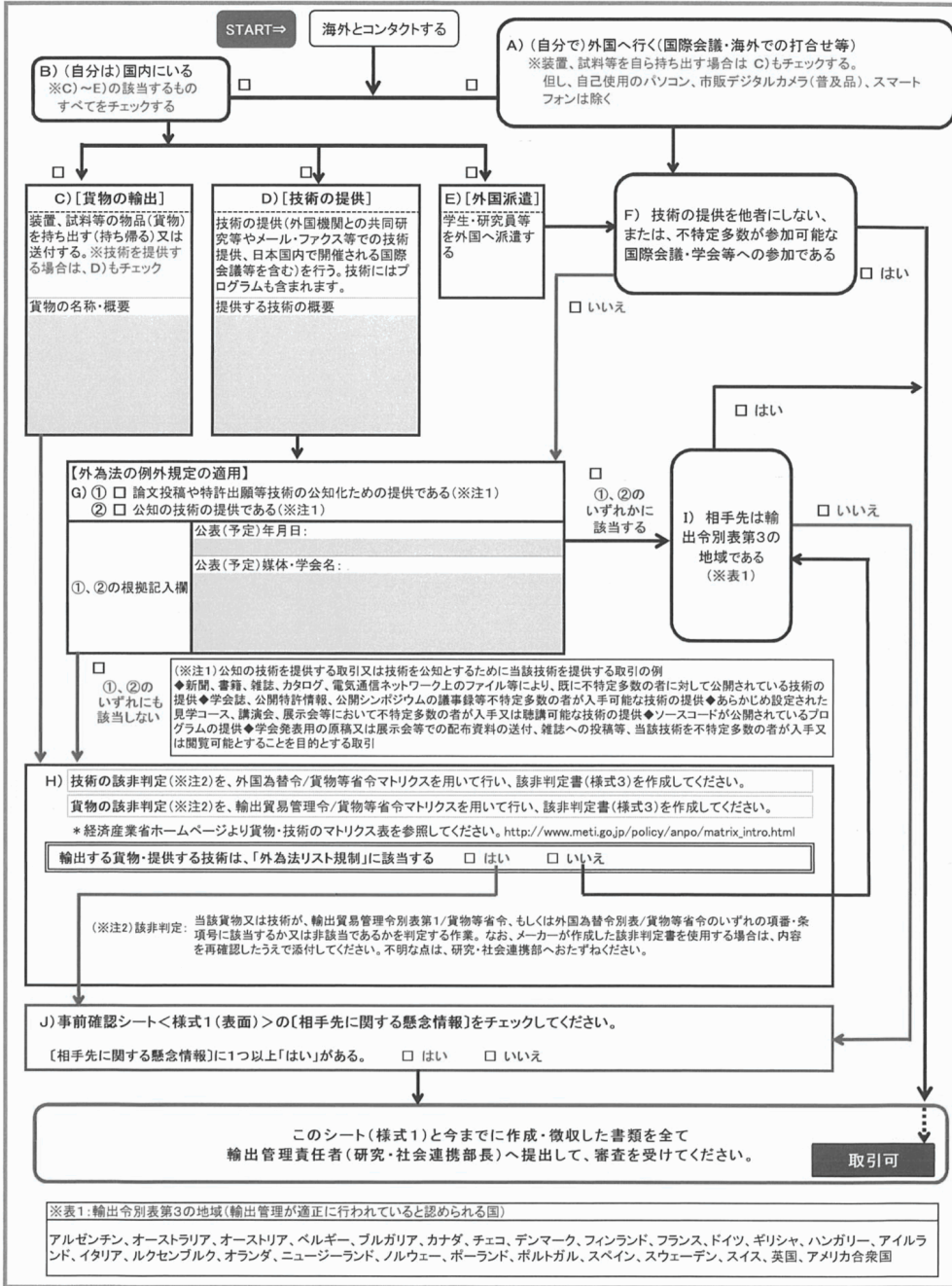
以下は申請者は記入不要

輸出管理責任者確認欄(該当のものにチェックを入れる) 上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。 <input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 審査票の作成を要する <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>助言・コメント等</td> </tr> </table>	助言・コメント等	確認欄	
	助言・コメント等		
	輸出管理責任者	輸出管理統括部署	
	年 月 日	年 月 日	
	印	印	

(備考)

「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票(技術の提供・貨物の輸出用)(様式5)」と②「キャッチオール規制チェックシート(様式4)」を作成し、この書類(様式1)とこれまで作成・徴収した書類を全て添付して、研究・社会連携部へ提出してください。

以下のフロー図に従って□にチェック(■・レ)を入れてください。網掛部分を記入ください。



番号	
----	--

様式2号(表面)

外国人(研究者・留学生・見学者等)受入れの事前確認シート

記入年月日： 年 月 日

申請者	(フリガナ)		印 (本人署名又は 記名押印) 内線	所属・職名	
	氏名			E-mail	

受入予定人物の氏名		出身国(国籍)	
提供予定の技術の内容(概要)		受入予定人物の所属先	
		受入予定期間	～
受入予定人物の 本学での身分等	<input type="checkbox"/> 留学生 (<input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 国際交流学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 研究者・教員 (<input type="checkbox"/> 本学で雇用(職名等:) <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> 海外からの研究員・研修生 (※2名以上の場合は、別途参加者リストを作成し添付してください。)		

■以下を記述する前に、裏面(フローチャート)のチェックを行ってください。

以下は、裏面(フローチャート)のチェックにおいて、作成要となった場合のみ作成してください。

(相手先に関する懸念情報) ※裏面フロー図の『E』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織(留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。)が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織(民間企業・組織を含む)による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

以下は申請者は記入不要

輸出管理責任者確認欄(該当のものにチェックを入れる)	確認欄	
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。	輸出管理責任者	輸出管理統括部署
<input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 審査票の作成を要する	年 月 日	年 月 日
助言・コメント等	印	印

(備考)

「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票(外国人(研究者・留学生・見学者等受入れ用)(様式6)」と②キャッチオール規制チェックシート(様式4)を作成し、この書類(様式2)とこれまで作成・徴収した書類を全て添付して、研究・社会連携部へ提出してください。

番号

[事前確認シート<様式2号>(裏面)]

安全保障輸出管理(外国人研究者・留学生・見学者等の受入)に関するフローチャート

記入年月日: 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック(■・レ)を入れてください。網掛部分を記入ください。

START

外国人研究者・教員、留学生・研究生、見学者等を受入れる

A) ①日本で雇用関係を既に結び、日本で勤務している人である。
 ②受入研究室等が人文社会科学系の非実験系研究室である。
 ③学部/大学院の留学生である。
 ④学内施設見学、文化交流等を目的としている。

③④のいずれかに該当する

①の場合は、在籍証明書を添付

②の場合は、研究分野を記入

①②③④のいずれにも該当しない

【外為法の例外規定の適用等】
 B) ① 公知の技術の提供である(※注1)
 ② 本大学での雇用を予定しており、雇用前に技術提供を行わない。

①の根拠記入欄	公表(予定)年月日: 公表(予定)媒体・学会名:
---------	-----------------------------

①、②のいずれかに該当する

C) 相手先は輸出令別表第3の地域である(※表1)

はい

いいえ

(※注1) 公知の技術を提供する取引又は技術を公知するために当該技術を提供する取引の例
 ◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供◆あらかじめ設定された見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供◆ソースコードが公開されているプログラムの提供◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

①、②のいずれにも該当しない

D) 技術の該非判定(※注2)を、外国為替令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該非判定書(様式3)を作成してください。

* 経済産業省ホームページより貨物・技術のマトリクス表を参照してください。http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

提供・指導予定技術は、「外為法リスト規制」に該当する はい いいえ

(※注2) 該非判定: 当該貨物又は技術が、輸出貿易管理令別表第1/貨物等省令、もしくは外国為替令別表/貨物等省令のいずれの項番・条項に該当するか又は非該当であるかを判定する作業。なお、メーカーが作成した該非判定書を使用する場合は、内容を再確認したうえで添付してください。不明な点は、研究・社会連携部へおたずねください。

E) 事前確認シート<様式2(表面)>の[相手先に関する懸念情報]をチェックしてください。
 [相手先に関する懸念情報]に1つ以上「はい」がある。 はい いいえ

このシート(様式2)と今までに作成・徴収した書類を全て
 輸出管理責任者(研究・社会連携部長)へ提出して、審査を受けてください。

※表1: 輸出令別表第3の地域(安全保障輸出管理が適正に行われていると認められる国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

番号	
----	--

該非判定票

記入年月日： 年 月 日

【申請者】

所属・職名・氏名：

技術の名称、取引概要

貨物の名称、型及び等級

輸出貿易管理令別表第1 外国為替令別表 の項番		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
	「該当する」欄 が	すべて「該当し ない」欄のみ

※技術の内容・性能を法令（外国為替令別表、貨物等省令、解釈通達）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※購入品の場合、購入先（メーカー、商社等）から該非判定書を入手した場合は、別紙「対比表」に代えることができます。

本件技術は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く。）に該当（します・しません）。

外国為替令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（注意）米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出を行う場合は、米国輸出管理規則が適用されます。購入先（メーカー、商社等）からECCN番号を入手してください。

輸出貿易管理令・外国為替令の関連項目等と貨物・技術の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

輸出貿易管理令別表第1 外国為替令別表		貨物等省令		解釈通達	貨物の仕様 技術の仕様
項番	項目	項番	項目		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 規定の詳細はホームページの「許可申請手続」の①を参照 </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 規定に対応する性能を記載 </div>

技術の該非判定結果 該当 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・ 外国為替令別表の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・ 特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・ 技術の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

(記載例)「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

輸出貿易管理令・外国為替令の関連項目等と貨物・技術の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

輸出貿易管理令別表第1 外国為替令別表		貨物等省令		解釈通達	貨物の仕様 技術の仕様
項番	項目	項番	項目		
第4項 (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第16条 第5項	外為令別表4の項(5)の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解(1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲内で行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		<ul style="list-style-type: none"> ・2,000～2,500度の温度範囲 ・15,000～20,000パスカルの絶対圧力 <p>以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。</p> <p>したがって、該当。</p>

技術の該非判定結果 ■ 該当 □ 非該当

番号	
----	--

キャッチオール規制チェックシート

記入年月日： 年 月 日

申請者	(フリガナ)	印 (本人署名又は 記名押印) 内線	所属・職名
	氏名		E-mail

「用途」チェックリスト

以下の用途に用いられることを知るに至ったかを確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出又は技術の提供に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者又は技術提供先から連絡を受けたかについても確認すること。

核兵器の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤もしくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
別表行為	
①核燃料物質もしくは核原料物質の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
②核融合に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③原子炉又はその部分品もしくは附属装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④重水の製造	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤核燃料物質の加工	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥核燃料物質の再処理	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑦以下の行為であって、軍もしくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
a 化学物質の開発もしくは製造	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
b 微生物もしくは毒素の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
c ロケットもしくは無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
d 宇宙に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
国連武器禁輸・地域向けの場合で通常兵器の開発、製造もしくは使用	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

「需要者」チェックリスト

①外国ユーザーリストのチェック

需要者が外国ユーザーリストに掲載されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
-------------------------	--

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出又は技術の提供に関する契約書もしくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて以下の確認をすること。	
核兵器の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤もしくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

明らかガイドラインチェックリスト

(大量破壊兵器用途に用いられないことが確からしいか)

※ 取引形態等からみて設問が当てはまらない場合は「一」にチェックをつけること。

1. 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
2. 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
3. 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
4. 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内もしくは軍事施設に隣接している又は立ち入り制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報をもっていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
5. 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
6. 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
7. 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
8. 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
9. 通常必要とされる関連装置の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
10. 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
11. 製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
12. 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
13. 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
14. 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
15. 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
16. 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
17. 外国ユーザーリスト(最新ののもの)に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等及び通常兵器兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」通達1の(3)に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出する貨物等の特性から判断すること。)が一致しない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一
18. その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がない等の取引上の不審点がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 一

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

記入年月日： 年 月 日

最高責任者	輸出管理統括責任者	輸出管理責任者	申請者

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）			
技術・貨物の名称		（金額）： _____	
該非判定 （1～15項）	<技術> 外為令別表： 項 号	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
	（貨物等省令： 条 項 号）	<input type="checkbox"/> 公知	<input type="checkbox"/> 基礎科学
	<貨物> 輸出令別表第1： 項 号	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
	（貨物等省令： 条 項 号）	<input type="checkbox"/> 少額特例	<input type="checkbox"/> 規制対象外
上記判断の根拠 ※特記「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的な内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。			
仕向地（国名）		<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他	
契約先	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載（ _____ ）及び/又は資料を添付すること。	
	所在地		
需要者 又は 利用者	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載（ _____ ）及び/又は資料を添付すること。	
	所在地		
用途	内容（ _____ ）	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他	
	資料： <input type="checkbox"/> 有（ _____ ） <input type="checkbox"/> 無		
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域以外の国（国連武器禁輸国・地域を含む）向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ◆キャッチオール規制チェックシートの ①「用途」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③明らかガイドラインに関するチェックリストに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	II. 通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ◆キャッチオール規制チェックシートの ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
取引経路	→ _____ →		
契約予定	年 月 日	取引予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2. 総合取引判定結果（判定年月日： 年 月 日）

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 特例（少額、その他）
	<input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 包括許可	<input type="checkbox"/> 個別許可	<input type="checkbox"/> 許可例外
取引承認条件	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認			
上記判定理由				

様式6号

審査票（外国人（研究者・留学生・見学者等）受入れ用）

記入年月日： 年 月 日

最高責任者	輸出管理統括責任者	輸出管理責任者	申請者

1. 外国人に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名（英字）	
	出身国（国名）	<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他
	出身組織	※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。
教育・提供予定技術の該非判定 （1～15項）	外為令別表： 項 号（貨物等省令： 条 項 号） ※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> その他規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の予定／希望勤務先 （知っているば記入）	名称（英字）	※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途 〔留学生等の場合、卒業後の予定／希望進路での用途〕 （知っているば記入）	内容（ ） <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他	
	資料： <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、輸出令別表第3の地域以外の国（国連武器禁輸国・地域を含む）の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ◆キャッチオール規制チェックシートの ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	II. 通常兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ◆キャッチオール規制チェックシートの ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定／希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

2. 総合受入判定結果（判定年月日： 年 月 日）

受入審査判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 特例（公知・基礎科学、その他）
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出／相談 <input type="checkbox"/> 不承認	
受入承認条件		
上記判定理由		

様式7号-1

年 月 日

誓約書

岡山理科大学学長 殿

氏名 _____

(署名) _____

貴学に入学（採用）等の上は、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行うことを誓約します。

- 一 研究上の技術情報を在学（在職）中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを在学（在職）後に提供することが在学（在職）中に明らかとなった場合
- 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学（在職）中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを在学（在職）後に輸出することが在学（在職）中に明らかとなった場合

以上

Form7-2

Date: Year Month Day

Pledge

To: President, Okayama University of Science

Full name: _____

(Signature) _____

I hereby pledge that if, upon enrollment to or employed or any as such by Okayama University of Science, I will neither provide nor carry out a possession of the University to outside without permission. If either of the two following cases applies, I will consult my supervisor (i.e., the academic staff accepting me as a student or a researcher). In addition, if deemed necessary, I shall implement the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan.

1. In the case where I wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan during enrollment or employment or any as such at Okayama University of Science or it becomes obvious during this period that I may provide such information after withdrawing or leaving from Okayama University of Science.
2. In the case where I wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in my research or tangible objects gained from the research to foreign countries during enrollment or employment or any as such at Okayama University of Science or it becomes obvious during this period that I may export the aforesaid items after withdrawing or leaving from Okayama University of Science.

様式 1 号

様式 2 号

様式 3 号

様式 4 号

様式 5 号

様式 6 号

様式 7 号